

岐阜県立大垣養老高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、岐阜県立大垣養老高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、事務局を岐阜県立大垣養老高等学校内に置く。
- 第 4 条 本会会員は次の通りとする。
- 正 会 員 岐阜県安八農学校、岐阜県立大垣南高等学校農業科、岐阜県立大垣農業高等学校、岐阜県立高田高等学校、岐阜県立養老女子商業高等学校ならびに岐阜県立大垣養老高等学校を卒業した者
- 準 会 員 本校在学中の者
- 特別会員 上記同校現旧職員
- 第 5 条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 定期総会の開催
 2. 会報及び会員名簿の発行
 3. 会員の親睦
 4. 母校在校生に対する指導・援助
 5. その他本会の目的を達成するに必要な事業
- 第 6 条 会員で、本会の面目を汚し、義務を果たさないものは、総会の決議により除名することがある。
- 第 7 条 退会、除名、その他事由の如何を問わず入会金及び会費は、一切返還しない。

第 2 章 役 員

- 第 8 条 本会に下記の役員を置く。
1. 名誉会長 1 名 会長 1 名 副会長 若干名 常任理事 若干名
理事 会長が適当と認める人数 監事 2 名
 2. 本会に顧問を置くことができる。
- 第 9 条 役員を選定方法は次の通りである。
- 顧 問 会長は、役員会にはかり推薦する。
- 名 誉 会 長 母校校長を推戴する。
- 会 長 及び 副 会 長 役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- 理 事 会長が委嘱し、卒業当該年度の代表とする。
会長は会員の中から、若干名の常任理事を委嘱する。
- 監 事 会員中より選出し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
- 第 10 条 役員任期は 3 年とし、再選をさまたげない。
- 第 11 条 役員任務は次の通りである。
- 会 長 本会を代表し、会務を総括する。
- 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 理 事 諸般の会務の企画執行に当たる。理事のうち、常任理事は常時会務を処理する。
- 監 事 会計を監査する。

第 12 条 役員会は会長が召集し、本会の事業及び重要事項の決定執行に当たる。

第 3 章 評 議 員

第 13 条 評議員は、正会員中より卒業年次毎に選出する。

第 14 条 評議員は、理事の補佐し、クラスの運営に当たる。

第 4 章 総 会

第 15 条 総会は毎年原則 8 月に開催する。ただし不測の事態が生じた場合は、会長の判断により変更ができる。また、会長が認めた場合は、臨時に開くことが出来る。

第 16 条 総会においては、次の事項について審議・議決する。

1. 事業報告及び決算の承認
2. 事業計画及び予算の承認
3. 役員の承認
4. 会則の改正
5. その他の重要な事項

第 17 条 総会は会長が召集し進行する。総会における議事は出席正会員の過半数を以て決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第 5 章 会 計

第 18 条 本会の経費は、会費・入会金・寄附金をもってこれにあてる。

第 19 条 会員は、会費及び入会金を納入するものとする。

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末に終る。

第 6 章 支 部

第 21 条 本会は、会員の在住分布の状況により、支部を設けることができる。

附 則

本会則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は、平成 30 年 8 月 19 日に一部改正。（第 2 章第 8 条 1）

本会則は、令和 3 年 8 月 15 日に一部改正。（第 4 章第 15 条）